

高額療養費支給申請簡素化が 全年齢対象になります！

医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。

国民健康保険被保険者の高額療養費の支給申請について、これまでは70歳以上の世帯のみ、支給申請手続きの簡素化を実施していましたが、今年度から**全年齢の支給申請手続きが簡素化**となります。

令和6年7月申請分から、初回申請をすることで、提出日以降に発生した高額療養費は、申請手続きが不要となります。

■ 簡素化の対象条件

- ・国民健康保険税に滞納が無い世帯であること。

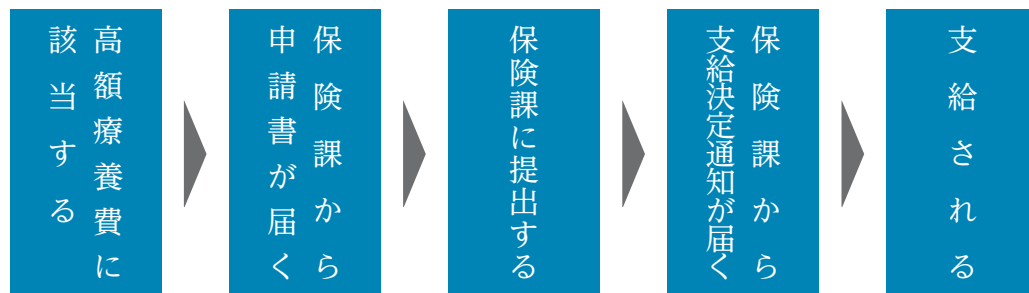
■ 次の場合、簡素化を解除します。

- ・国民健康保険税に滞納が発生した場合
- ・世帯主が死亡または変更になった場合
- ・指定した振込口座に高額療養費の振込ができなくなった場合

■ 高額療養費支給までの流れ

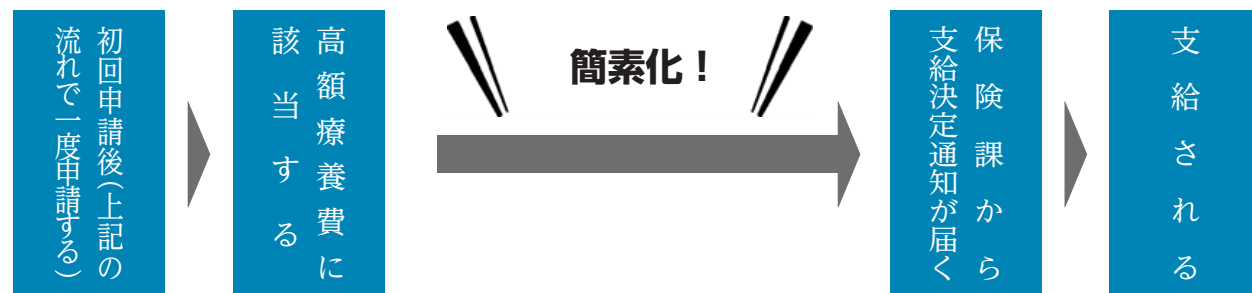
○従来の申請手続き

高額療養費該当になる毎に、申請書等を提出する必要がありました。



○7月以降の申請手続き

令和6年7月以降は、支給申請は初回のみとなり、2回目以降は申請が不要となります。



■ 初回申請に必要なもの

- ・高額療養費支給申請書、高額療養費支給請求書（該当者には送付します）
 - ・世帯主の口座が分かるもの（通帳、キャッシュカード）
 - ・マイナンバーカードまたは通知カード（世帯主のもの）
- ※世帯主以外の口座に振込をする場合、請求書裏面の委任状の記載が必要です。

■ 提出先

保険課（1階4番窓口）

安い！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113（直通）

高額療養費・自己負担限度額に関する町ホームページはこちらから



令和6年度 狂犬病予防集合注射の追加日程のお知らせ

狂犬病予防法により生後91日以上飼育された犬には、登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（年1回）が義務付けられています。

今年度の狂犬病予防注射がまだ済んでいない場合は、下記の日程で狂犬病予防集合注射を実施しますので、飼育された犬の注射を必ず受けてください。

日程表

月 日	時 間	場 所
6月30日（日）	午前9時～正午	茨城町役場駐車場

料 金 表	区 分	合計金額	内 訳		
			登 録 手数料	予防注射済票 交付手数料	予防注射 料 金
	注射だけの場合	3,550円	—	550円	3,000円
	新規登録の場合	6,550円	3,000円	550円	3,000円

- ・室内犬や小型犬・猫犬などの犬種による例外はありません。
- ・料金は、釣銭のないようご協力をお願いします。
- ・飼育された犬の登録は、生涯に1回です。飼育された犬が死亡した場合、または飼育主の変更等があった場合は、みどり環境課まで届け出てください。

【問合せ先】 みどり環境課 ☎ 029-240-7135（直通）



合併処理浄化槽設置補助金の希望者を募集します（先着順）

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。

※事務所等の10人槽までの転換も補助金の対象となります（詳しい条件等は下記問合せ先まで）。

▶補助内容

補助人槽	補助限度額（1基あたり）	補助対象要件
5人槽	360,000円	延べ床面積 140㎡（約42.35坪）以下のもの
7人槽	462,000円	延べ床面積 140㎡（約42.35坪）を超えるもの
10人槽	585,000円	台所及び浴室が2か所以上ある場合（二世帯住宅等）

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽を撤去するときは、撤去費用の一部（単独処理浄化槽限度額120,000円/基）（くみ取り槽限度額90,000円/基）を補助します。

※既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換をするときは、宅内配管工事費の一部（限度額300,000円/基）を補助します。

▶受付期間 6月17日（月）～9月30日（月） 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

▶申込できる方

単独処理浄化槽及びくみ取り槽をお使いの方で、公共下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域において、令和7年2月末までに家屋に高度処理型合併処理浄化槽（N型）が設置できる方。ただし次の場合は補助対象となりません。

1. 販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
2. 住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
3. 町税等を滞納している場合
4. 家屋を新築または、建築確認の伴う改築をする場合
5. 従前から設置されていた合併処理浄化槽を更新する場合

▶申込方法

下水道課（1階9番窓口）へ直接お申し込みください。その際、現在の排水の処理状況、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、事前にご確認の上お越しください。

※1 先着順となりますので、早期に受付終了の場合があります。

※2 国及び県の補助制度改正が行われた場合、補助額や補助対象が変更となる事があります。

【問合せ先】 下水道課 農業集落排水グループ ☎ 029-240-7128（直通）